

# 「工場立地法」 (敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場)

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正におこなわれることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定める。

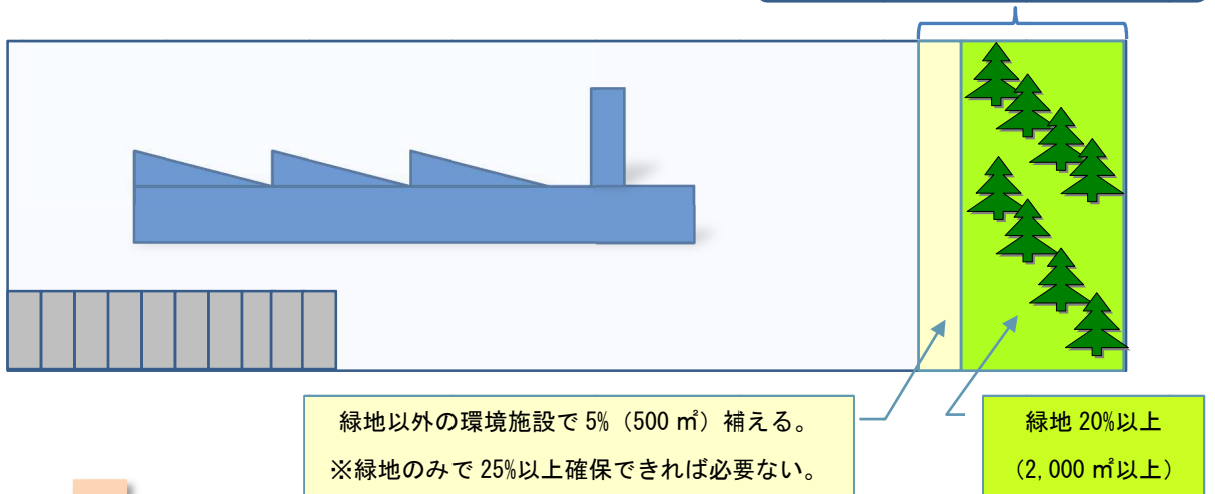
愛知県産業労働部産業立地通商課「工場立地法届出の手引き」平成 26 年 4 月より

例えば敷地 10,000 m<sup>2</sup>の工場の場合 (緑地等の環境施設 25%以上必要)

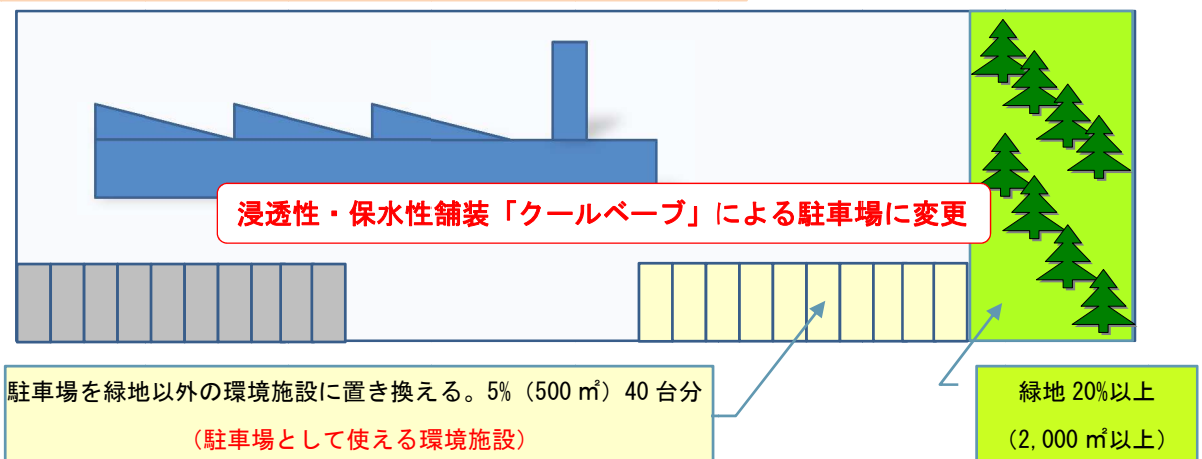
2,500 m<sup>2</sup>に緑地等の環境施設が必要！！

(市町村準則により企業立地促進法による緩和措置あり)

緑地等の環境施設 25%以上 (2,500 m<sup>2</sup>)



駐車場 500 m<sup>2</sup>を緑地以外の環境施設に置き換える！！



緑地等の環境施設 500 m<sup>2</sup> + 2,000 m<sup>2</sup> = 2,500 m<sup>2</sup> (25%)

【緑地以外の環境施設】周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。

・噴水、水流、池その他の修景施設 ・屋外運動施設 ・広場 ・屋内運動施設 ・教養文化施設 ・雨水浸透施設 ・太陽光発電施設  
(浸透性・保水性舗装「クールペーブ」)

(愛知県産業労働部産業立地通商課確認済み)